## <入院・退院支援にかかる診療報酬および介護報酬>

#### 【病院·有床診療所】

# 入院

### 【居宅介護支援事業所】 (介護予防支援の場合は算定対象とならない)

退院支援加算1(退院時1回)

- ※退院支援職員が、他の保険医療機関や 介護サービス事業所等に出向くなどして、 <u>転院・退院体制に関する情報の共有等を</u> 行う。
- ※20 以上の保険医療機関又は介護サービス 事業所等と転院・退院体制についてあらかじめ協議し、連携を図っていること。 ※連携している保険医療機関又は<u>介護サービス事業所等の職員と退院支援・地域連携職員が、3回/年以上の頻度で面会し、転院・退院体制について情報の共有等を</u>

入院時情報連携加算 200 単位 (病院を訪れ面談して提供) 100 単位 (上記以外の方法で提供)

退院支援加算2(退院時1回)

<u>行っている</u>こと。

地域連携診療計画加算(退院支援加算)

地域連携診療計画加算 (診療情報提供料)

退院前訪問指導料

介護支援連携指導料

(入院中2回に限り算定)

※入院患者の退院後の介護サービス等について、 医師・看護師・社会福祉士等が介護支援専門 員と共同して指導した場合に算定

### 退院時共同指導料2

- ※医師等の職種の3者以上と共同して 指導を行う場合に加算
- ※入院中の患者に対して、入院中の病院の医師が、在宅療養を担う医療機関の医師もしくは看護師、 歯科医師もしくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の薬剤師、訪問看護ステーションの看護師または居宅介護支援事業所の介護支援専門員のうち、いずれか3者以上と共同して指導を行う場合に算定する。

退院・退所加算 300 単位

- (※入院中につき3回を限度として加算)
  - ※退院・退所加算を3回算定することができるのは、そのうち1回について、入院中の病院の医師とのカンファレンスに参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明(左記【病院】の退院時共同指導料2に記載の※下線部)を行った場合に限る。
  - ※初回加算**300**単位を算定する場合は、退 院・退所加算は算定できない。

退院後訪問指導料

退院

訪問看護同行加算

※平成28 年4 月1 日以降の診療報酬および介護報酬の内容です。 (算定にあたっては、各病院等、各事業所で最新の算定要件・施設基準を確認してください。)